## 消費生活 緊急情報

第52号 平成25年5月17日

## 突然! 告発通知?

「アダルト DVD や児童ポルノ等の購入者を告発する」という手紙にご注意

「貴殿が以前購入した違法わいせつ物 (無修正映像・児童ポルノ等)について,貴殿の行為は法律に違反しています。事件証拠として公的機関へ告発します。告発を取り止めたい場合は,期限内に必ず電話すること。期日を過ぎれば即日告発をする。」という内容の書面が,突然,NPO法人顧問弁護士を名乗る者から郵送され,どうしたら良いかという相談が寄せられています。

不安を煽り電話をさせ,一度電話をしてしまうと,貴方は罪を犯しているなどといって,強引にお金を支払わせようとする手口が増加しています。あわてて相手に連絡せずに,お近〈の消費生活センターにご相談〈ださい。



## 茨城県消費生活センター

電話029-225-6445

(月~金、9時~17時)